

第95号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120」を「および12月に支給する場合には100分の115」に改め、同項ただし書中「に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「および12月に支給する場合には100分の95」に改め、同条第3項中「、「100分の120」とあるのは「100分の70」とおよび」と、「100分の100」とあるのは「100分の60」を削る。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「および12月に支給する場合には100分の115」を「に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5」に改め、同項ただし書中「および12月に支給する場合には100分の95」を「に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の115」とあるのは「100

分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」を「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(説明) 職員の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。